平成２５年（フ）第３２７号
愛知県一宮市萩原町串作字流1135番地　パインヒルズＢ205号
債務者　加藤貴美代
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５７号
京都市右京区太秦下角田町２番地　エスリード太秦三条天神川734号
債務者　柿田　孝雄
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
京都府京丹後市峰山町長岡240番地
債務者　鳴津　康之
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５４号
京都府京丹後市峰山町長岡240番地
債務者　鳴津留美子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第１１２号
岡山県久米郡美咲町原田217番地１
債務者　井上　寛子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２６０号
高松市松島町２丁目15番12号　第二松和荘６号室
債務者　米田　英孝
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６３号
香川県高松市寺井町1333番地２
債務者　森川　正子（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５７号
千葉県松戸市二ツ木1295番地の３　ルネ松戸704号
債務者　星野　善一
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５７７号
千葉県松戸市常盤平２丁目31番地の４　第三寿荘201号
債務者　小松　一雄
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６０８号
北九州市八幡東区日の出３丁目20番４号
債務者　藤田　志織（旧姓島）
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６２１号
北九州市小倉北区高尾２丁目５番20号
債務者　山手　直方
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２６号
北海道苫小牧市東開町５丁目１番２―202号
債務者　佐藤　美範
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１３４号
北海道苫小牧市明徳町１丁目７番14号　レインボーハウス明徳ＮＯ27　101号
債務者　嵯峨由美子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５５８号
仙台市泉区高森８丁目５番地の10
債務者　齋藤　潤吾
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
茨城県日立市小木津町510番地
債務者　菊池　典子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１１７号
茨城県日立市砂沢町73番地３
債務者　平澤　孝則
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３４２号
新潟市秋葉区小須戸483番地11
債務者　粂　　信幸
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４９号
新潟市西蒲区夏井842番地
債務者　遠藤　勝海
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
新潟地方裁判所民事部